

新型コロナウイルス感染症に関する対応方針

【第4報】

令和2年5月15日決定

吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 はじめに

令和2年5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、全都道府県に発令していた緊急事態宣言を、静岡県を含む39県について解除する方針を決定した。

これを受け、県の新型コロナウイルス感染症対策本部では、本日、国の方針や県の感染症対策専門家会議の検討結果等を踏まえ、実施方針を決定した。

町では、これらを踏まえ、町の対応方針（令和2年5月8日決定）【第3報】を見直し、【第4報】として方針を明確にし、今後、この対応が長期化するという観点も踏まえ、より社会経済活動の維持と両立に配慮しつつ、引き続き感染拡大防止対策を実施することとする。

ただし、本方針は、引き続き感染拡大状況、検査治療方法の進展等の情勢の変化、国、県の対応方針を踏まえながら、適宜見直すこととする。

2 感染防止に向けた対応方針

(1) イベント等の開催について

一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期とする

イベント等を開催する場合は、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大防止ガイドライン等を踏まえた対応等をとる

【当面の目安】

- ・屋内 100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とする
- ・屋外 200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保する

(2) 町民に対する情報提供

- ① 広報、組内回覧文書等でわかりやすい情報提供
- ② ホームページ、よしポケNEWSに随時掲載
- ③ 適宜、正確な情報をあらゆる方法で発信

(3) 感染防止策の徹底

① 個人の感染防止策の周知・啓発

- ・ 普段の健康管理（十分な睡眠とバランスの良い食事・体温測定 of 習慣化）
- ・ 石けんによるこまめな手洗い
- ・ マスクの着用を含む咳エチケット
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や「3つの密」（密閉・密集・密接）のある場所への外出は避ける
- ・ 特定地域など、相対的にリスクの高い都道府県への移動、その地域からの来訪については、極力回避する
- ・ 発熱や風邪症状のある人は外出を控え、学校や仕事を休む
- ・ 「人との接触を8割減らす10のポイント」を参考に人との接触を減らす
- ・ 「新しい生活様式」を実践する

② 開催する行事の主催者は感染リスクを勘案し、以下のような感染防止策をとる

- ・ 「3つの密」（密閉・密集・密接）の発生を避ける
- ・ 参加者の体調チェックを行い、発熱、風邪症状がある場合は参加を見合わせるよう対策を講じる
- ・ 必要に応じ、マスク着用、消毒などの対策を行う

③ 施設の使用制限等

- ・ 基本的な感染対策を徹底し、準備が整い次第段階的に再開
ただし、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」等を実施し、さらに「3つの密」を徹底的に避けるよう利用者に促す。

(4) 医療機関への受診の仕方

① 接触者を増やさないために

- ・ 発熱、風邪症状がある場合は受診の前にあらかじめ電話で相談する
- ・ 受診の際はマスクを着用する
- ・ 受診時の受付や待合場所では、不要不急の会話は控える
- ・ 受診前と受診後は、しっかりと手洗いをする

② 新型コロナウイルス感染症にかかったかもしれないと思われた場合

- ・ 「静岡県帰国者・接触者相談センター」へ電話相談をする

【症状】

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、妊婦、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合